

長野県農業大学校条例 (昭和50年12月25日長野県条例第42号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、農業大学校の設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 農業の発展に寄与することを目的として、効率的かつ安定的な農業経営を担う人材及び地域の農業の振興に指導的役割を果たす人材を養成するため、長野県農業大学校(以下「大学校」という。)を設置し、その位置は、長野市及び小諸市とする。

(組織)

第3条 大学校に農学部及び研修部を置く。

(学科及び修業年限等)

第4条 農学部には総合農学科を置き、その修業年限は2年とする。

2 知事は、農学部の実科及び研究科を置くことができる。この場合において、実科及び研究科の修業年限は、知事が定める。

(入学資格)

第5条 大学校の総合農学科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、知事が行う入学試験に合格して入学を許可されたものとする。

- 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 大学校の実科及び研究科に入学できる者については、知事が定める。

(授業料等の納付)

第6条 大学校に在学する者は授業料を、大学校に入学する者は入学金を、大学校の入学試験を受けようとする者は受験料を納付しなければならない。

(授業料等の額等)

第7条 授業料、入学金及び受験料(第9条において「授業料等」という。)の額は、次の表のとおりとする。

区分	授業料	入学金	受験料
	円	円	円
総合農学科	年額 118,800	5,650	2,200
実科及び研究科	年額 42,000	5,650	2,200

2 授業料は、知事が定めるところにより分納することができる。

(授業料の減免)

第8条 知事は、経済的理由により授業料を納付することが困難な者その他やむを得ない事情があると認める者に対しては、これを減免することができる。

(授業料等の還付)

第9条 既に納付した授業料等は、還付しない。ただし、知事は、特別の事由があると認めるときは、授業料の全部又は一部を還付することができる。

(管理の委任等)

第10条 この条例に定めるもののほか、大学校の管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、昭和51年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第5条の規定

は、昭和51年2月1日から施行する。

- 2 この条例を施行するために必要な準備は、施行日前においても行うことができる。
(長野県農業技術大学園条例等の廃止)
- 3 長野県農業技術大学園条例(昭和42年長野県条例第13号)及び長野県農業高等学園条例(昭和39年長野県条例第48号)は、廃止する。
(経過処置)
- 4 施行日の前日において、現に長野県農業技術大学園条例により入園を許可されている者は、この条例の規定に基づいて入学を許可された者とみなす。
(長野県証明事務手数料徴収条例の一部改正)
- 5 長野県証明事務手数料徴収条例(昭和32年長野県条例第24号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(長野県家畜授精手数料徴収条例の一部改正)
- 6 長野県家畜授精手数料徴収条例(昭和32年長野県条例第13号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則(昭和52年12月22日条例第41号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成11年10月12日条例第38号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成13年3月26日条例第18号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成14年4月1日(次項及び附則第3項において「施行日」という。)から施行する。ただし、第4条の改正規定並びに第5条の改正規定及び第7条を第10条とし、同条の前に3条を加える改正規定(入学料及び受験料に係る部分に限る。)は、平成13年10月1日から施行する。
(経過処置)
 - 2 施行日の前日から引き続き在学する者については、この条例による改正前の長野県農業大学校条例第3条の規定は、なお効力を有する。
 - 3 施行日の前日から引き続き在学する者に係る授業料については、この条例による改正後の長野県農業大学校条例第6条の規定にかかわらず、これを徴収しない。
附 則(平成14年3月25日条例第25号)
この条例は、平成14年4月1日から施行する。
附 則(平成16年3月29日条例第20号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例の施行の日の前日から引き続き在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の長野県農業大学校条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則(平成19年3月22日条例第17号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例の施行の日の前日から引き続き在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の長野県農業大学校条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則(平成20年3月24日条例第23号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成20年12月18日条例第55号)
この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成22年4月1日から施行する。